



「平成30年7月豪雨災害」被災地で支援活動を行いました

先月、西日本各地に甚大な被害をもたらした「平成30年7月豪雨災害」により、町では友好都市である岡山県高梁市、また近隣自治体の大月町へ職員を派遣し、支援活動を行いました。

高梁市では、河川の氾濫で給水施設が浸水し、約6,800戸で断水しました。町では7月7日から15日までの約1週間、給水車2台、職員延べ8名を派遣し、現地で給水支援を行いました。



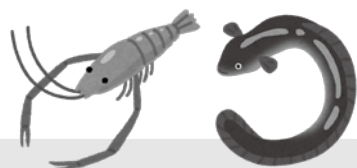
また大月町でも、河川の氾濫による住宅の浸水や土砂災害などで甚大な被害が発生しました。町では7月12日・13日の2日間、職員延べ15名を派遣し、土砂の撤去作業などを行いました。

いずれの被災地も最高気温が35度を超え、乾いた土砂が粉じんとなって舞う過酷な環境でしたが、被災された方々からいただく感謝・労いの言葉に力をもらいながら支援活動に従事しました。



テナガエビ類とニホンウナギの採捕禁止期間について

高知県内では、9月から翌年3月までの間、テナガエビ類の採捕が禁止となっています。また、ニホンウナギにつきましては10月から翌年3月までの半年間、採捕が禁止となっています。



〔お問い合わせ先〕
高知県内水面漁場管理委員会事務局・
高知海区漁業調査員会事務局(高知県漁業管理課)
☎088-821-4608

対 象	採捕禁止期間
テナガエビ	9月から翌年3月まで
ニホンウナギ	10月から翌年3月までの半年間

※テナガエビ類は、一般的に「川エビ」と呼ばれ親しまれています。高知県では主に、テナガエビ、ミナミテナガエビ、ヒラテナガエビが生息しています。
※ニホンウナギに関してご注意ください！県内では、さらに長い期間を採捕禁止にしている内水面漁業協同組合があります。全長21cm以下のウナギは、周年にわたり採ることが禁止されています。

8月は「電気使用安全月間」です

コードやプラグは丁寧に扱しましょう。コードが傷んだり、プラグの刃が曲がったりすると断線や過熱の原因となります。また、コードが家具に踏まれたり扉に挟まれたりして、被膜が損傷していないかなども時々点検しましょう。電気安全のご相談は、お気軽に下記までご連絡ください。

一般財団法人
四国電気保安協会



〔お問い合わせ先〕高知支部(須崎事業所) ☎ 0889-40-1611

町民課からの お知らせ

会社等にお勤めの方へ

社会保険・厚生年金に
加入できないか確認
しましょう

法人が経営する事業所、常時5人以上を雇用しているなど一定の条件を満たす個人事業所は、社会保険・厚生年金への加入が義務付けられています。

社会保険・厚生年金に加入する
と：

①保険料の半分は事業所に負担してもらえます。

また、ご家族の社会保険・厚生年金の被扶養者に認定された方については保険料の負担がありません。

②ケガや出産によって休職しなければならなくなった時に、手当金の支給が受けられる制度があります。

③厚生年金に加入すると、国民年金に加え厚生年金からの給付も

あるため、将来受け取れる年金額が増えます。

④障害年金や遺族年金において、国民年金では給付対象にならない方でも、厚生年金では対象になる場合があります。

など、さまざまなメリットがあります。

労働条件などにより、加入の要件を満たさない方もいらっしゃると思いますが、まずは一度確認されてみてはいかがでしょうか。

次回年金相談のお知らせ

12月5日(水)

午前10時～午後3時

役場西庁舎 1階会議室

※年金事務所へ予約が必要です

〔お問い合わせ先〕

高知西年金事務所

☎088・875・17717

町民課 ☎22・3117

大正 町民生活課 ☎27・0112

十和 町民生活課 ☎28・5112

児童扶養手当現況届 の提出をお忘れなく

8月は児童扶養手当現況届の提出月です。この届出により、8月以降の受給資格と手当額について判定を行います。受給資格をお持ちの方にはご案内を送付しますので、受給資格者本人が提出してください。

*未提出者は手当が差し止めとなる可能性があります。

*今年の6月末までに受給資格が認定された方が対象です。

【提出期間】

8月1日～31日までの平日

午前8時30分～午後5時15分

※正午～午後1時を除く

【時効】

現況届を提出せず2年を経過すると時効が発生し、受給資格が喪失されますのでご注意ください。

〔提出・お問い合わせ先〕

町民課 ☎22・3117

大正 町民生活課 ☎27・0112

十和 町民生活課 ☎28・5112

第1回四万十町総合振興計画審議会を開催しました

7月2日「第1回四万十町総合振興計画審議会」が開催されました。

この審議会では、町長からの諮問に基づき、本町の最上位の計画である「四万十町総合振興計画」の策定および推進について、必要な審議や調査を行うこととなっており、第1回目の会議では、委員18名への委嘱と会長・副会長の選任を行ったあと、今後の進め方などについて協議が行われました。

※第2回目以降の会議の開催が決定次第、町のホームページや掲示場でお知らせします。なお、会議は原則公開で、傍聴することもできます。

